

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和5年3月13日作成

旧(令和4年10月7日策定版)	新(令和5年3月13日策定版)	備考
<p>2 本ガイドラインの位置付け 1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年9月8日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4)マスク未着用のお客様には、会場内において他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、着用を推奨する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4)マスク未着用のお客様には、引き続き会場内において着用を推奨するものとする。(着用・非着用はお客様の判断に委ねる)。</p>	<p>「他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は」は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (6)大声を出されるお客様やスタッフの指示に従わないお客様に対して、個別に注意するスタッフの配置を検討する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (6) ブラボー等の声援をされるお客様に対しては、マスク着用を求めるスタッフの配置を検討する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3)会場内で他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合は、適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を推奨し、お客様同士の接触は控えていただくよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3) 会場内では引き続き適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を推奨する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。)</p>	<p>「他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合は」「お客様同士の接触は控えていただくよう周知」は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5)入場時マスクを着用していないお客様にはマスクを着用するよう推奨し、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5) 入場時マスクを着用していないお客様には、引き続きマスクを着用するよう推奨し、配布や販売できる適切なマスクを準備する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。)</p>	

旧(令和4年10月7日策定版)	新(令和5年3月13日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(2)来場者による大声での歓声や声援等がないことを前提とした公演である場合、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を踏まえ、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とすることができる。この際、感染状況等に応じて国や都道府県等から別途要請がある場合には、その内容に沿った対応を行うよう留意する。</p> <p>(3)ブラボー等の大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(2) ブラボー等の声援をされるお客様にはマスクの着用を求める。</p> <p>((3)は削除)</p>	<p>大声、収容定員に関する記述は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ロビーやホワイエでは十分な間隔を確保するように周知する。 十分な間隔を取らず会話をされるお客様に対しては、マスクの正しい着用を推奨する。 	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ロビーやホワイエでは十分な間隔を確保するように周知する。 お客様に対してはマスクの正しい着用を引き続き推奨する。(マスクの着用・非着用はお客様の判断に委ねる。) 	<p>「十分な間隔を取らず会話をされる」は削除</p>
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食時に会話をする場合はマスクを必ず正しく着用するよう周知する。 	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食時に会話をする場合はマスクを正しく着用するよう推奨する。 	<p>「必ず」は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策</p> <p>日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)を参照のこと。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策</p> <p>日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを周知する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)を参照のこと。</p>	

旧(令和4年10月7日策定版)	新(令和5年3月13日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1)適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を徹底する。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1)適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を周知する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2)適切なマスクの正しい着用を徹底し、会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2)適切なマスクの正しい着用を周知し、会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ②舞台前方で客席に向かいトランペット・トロンボーンを吹奏する場合は、演奏位置から客席最前列まで水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ②舞台前方で客席に向かいトランペット・トロンボーンを吹奏する場合は、演奏位置から客席最前列まで水平距離で2m程度(最低でも1m)の距離を置くよう努める。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ③大規模編成の吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。 ・舞台上の換気の確保についてはより一層留意する。 ・トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m確保するよう努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ③大規模編成の吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。 ・舞台上の換気の確保についてはより一層留意する。 ・トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1m確保するよう努める。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) B 声楽、合唱、オペラ ①歌手のアクティングエリアから客席最前列まで水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) B 声楽、合唱、オペラ ①歌手のアクティングエリアから客席最前列まで水平距離で2m程度(最低でも1m)の距離を置くよう努める。</p>	

旧(令和4年10月7日策定版)	新(令和5年3月13日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (3) 舞台裏、控室・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を徹底する。</p>	<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (3) 舞台裏、控室・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を周知する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出たときの対応 (2)自力で帰宅できない容態であれば体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、救急車を手配する。</p>	<p>4ノ第2章ノ8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出たときの対応 (2)自力で帰宅できない容態であれば体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、救急車を手配する。呼吸困難の場合にはマスク着用をしない。</p>	